

質問書に対する回答

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 宮入 徹往

(工事名) 道東自動車道 トンネル非常用設備更新工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	広内トンネル（下り線）押ボタン式通報装置につきまして、金抜設計書 C-6 頁に「機器製作費 押しボタン式通報装置 消火器箱内 19 台」と記載がありますが発注図 A-02 広内トンネル(下り線)機器割付図(新設) から消火器箱 B-1 型に備わっている押ボタン式通報装置（消火器箱 B-1 型と同数 19 台）と非常電話ボックス内の 6 台の計 25 台と見受けられます。金抜設計書の同頁に「機器製作費 消火器箱 B-1 19 台」とありますが、「機器製作費 押しボタン式通報装置 消火器箱内 19 台」が指している押ボタン式通報装置は消火器箱とは別で計上されている機器でしょうか。消火器箱とは別に計上されている機器の場合、仕様をご教示願います。消火器箱に備わっている押ボタン式通報装置の場合、参考見積書及び金抜設計書の「機器製作費 押しボタン式通報装置 消火器箱内」と金抜設計書の「押しボタン式通報装置取付工 消火器箱内」は誤記ではないでしょうか。	「機器製作費 押しボタン式通報装置 消火器箱内 19 台」は、消火器箱内に設置される押しボタン式通報装置を指しています。 また、参考見積書及び金抜設計書の「機器製作費 押しボタン式通報装置 消火器箱内」と金抜設計書の「押しボタン式通報装置取付工 消火器箱内」は誤記ではありません。
2	特記仕様書 別紙 2 の規制図につきまして、特記仕様書 P.45 の別紙 2 は江丹別トンネル下り線の規制図だと見受けられますが特記仕様書 P.44 の別紙 2 は対象トンネルの記載がありません。特記仕様書 P.44 の別紙 2 は常磐トンネル下り線の規制図という認識でよろしいでしょうか。	特記仕様書 P.44 の別紙 2 は常磐トンネルの規制図という認識で間違いません。

3	<p>交通規制について、特記仕様書 P.6 1-11-3 交通規制 (5) に「常磐トンネル(下り)、江丹別トンネル(下り)内の試験調整時に適用するものとし、規制図（別紙 2）に基づき実施するものとする。」とありますが、防災受信盤切替時に発生すると思われる交通規制については別途で防災受信盤切替工に計上するという認識でしょうか。</p>	<p>防災受信盤切替時の条件については、特記仕様書 P.31 4-5 仮設切替工事のとおりであり、防災受信盤切替に必要な費用は防災受信盤切替工に計上願います。</p>
---	--	---

以 上